

議案第17号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するため、西都北地区に公民館を新設する必要があるによる。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

福岡市西都北公民館	福岡市西区北原二丁目
-----------	------------

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。